

一般財団法人 食品産業センターを契約者とする



リコール保険

リコール保険は、生産物のかしによる対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的としてリコール(回収、検査、修理等の措置)を実施することによって被保険者である加入企業様が負担する諸費用を補償する保険です。

お申込み手続きが**WEBで完結!**

WEBでのお申込み手続きは、過去5年以内の事故件数が1件以内に限ります。
(P.2「お申込み手続き」をご覧ください。)



こちらからアクセスできます!

<https://dantai-pf.tokiomarine-e.jp/app/pamphlet/P000018/202312/00001/BZwe1oDV2F>

※QRコードは、一般財団法人食品産業センターの情報になります。
募集代理店が一般財団法人食品産業センター以外の場合は、募集代理店までお問い合わせください。

パソコン・スマートフォン・タブレットからお申込み手続きが可能です。
お申込み手続き所要時間:約15分~20分(一時中断できませんので、ご注意ください。)

WEB加入システムの操作方法は、別紙「WEB加入システムでのお申込み方法」をご参照ください。

※利用可能時間は6:00~翌4:00です。
※WEBブラウザはMicrosoft Edge, Safari, Google chromeを推奨しております。
Internet Explorerでは画面が表示されない場合等がございます。

●保険期間
2023年12月1日午後4時~2024年12月1日午後4時まで

●募集期間
2023年10月1日(日)~2023年11月16日(木)

●申込・保険料入金締切日
新規・更新加入:2023年11月16日(木)
中途加入: 随時受付(保険(補償)期間は毎月5日までにお申込みになれば、翌月1日午前0時から開始となります。保険終期は上記と同じです。)
※お申込み手続きにつきましては、P.2をご確認ください。

本制度は、**団体割引**適用
により割安な保険料で
ご加入しやすい
制度になっています

食品業界で多発するリコール時の諸費用について。

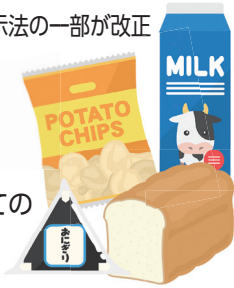
食品業界を取り巻く環境が変化!

2018年

15年ぶりに食品衛生法・食品表示法の一部が改正
→リコール情報の届出が制度化

2021年 6月1日

食品衛生法違反または
違反のおそれがある
食品等の自主回収についての
届出が完全義務化



食品に関わる リコール件数多発!

食の安全への消費者の意識
の高まり等の中で、食品に関
わるリコールが多く発生して
います。



リコール保険が カバーします!

消費期限、賞味期限等の表示誤
りや異物混入またはそのおそれ
が生じたことによるリコールは、
実際に対人・対物事故の発生ま
たはそのおそれがあるかどうか
を問わず、保険金のお支払対象
となります!



リコール保険は、リコール時に必要となる費用を補償いたします!

**特徴
1**

消費期限、賞味期限等の
表示漏れ・誤りや、異物混入
またはそのおそれによる
リコールを補償!

消費期限、賞味期限等に関する表示漏れ・誤りによるリコールや生産物に本来含有されるべきでないものが混入・付着することまたはそのおそれによるリコールは、実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかを問わず、補償対象となります。使用人が行った加害行為等によるリコールも補償対象とします。事故を発生させるおそれのある在庫品の原材料等の廃棄費用および製造・仕入原価も補償対象となります。このほか、①求償権不行使特約、②利益担保特約、③金券購入費用補償特約といった各種のオプション特約もご利用いただけます。

事故例 作業ミスにより販売商品に異物が混入したため、対人事故の恐れがあるとして自主回収を実施した。

**特徴
2**

法令の規定に基づき、
対人・対物事故のおそれか
あるとみなして実施する
リコールを補償!

「食品衛生法」等の所定の法令により製造・販売等を禁止されている製品またはその原材料・部品・容器包装のリコールや「食品表示法」に基づく食品表示基準に従った所定の事項に関する表示がされていないことによるリコールは、実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかを問わず、補償対象となります。

事故例 原料の産地偽装が発覚し(国産のものを外国産と表記)、食品表記法違反に該当するため、自主回収を実施した。

**特徴
3**

第三者から
リコール費用を請求された
場合を補償!

貴社が製造・販売した財物を原材料として使用する完成品メーカーや貴社からOEM供給を受けた販売業者等の第三者が、貴社の生産物を原因とするリコールを実施し、その費用が貴社に請求された場合も補償します。
また、その賠償責任に関する争訟にかかる費用も補償します。

事故例 販売した財物より規定量以上の農薬が検出されたため、販売業者(第三者)にて回収を実施した。後日、販売業者からその費用の請求がきた。

リコールに関するリスクについて

リコール実施時にかかる費用の種類(例)

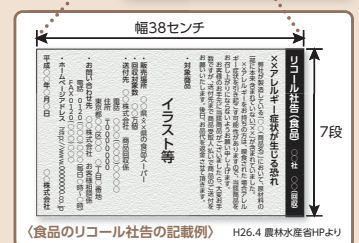
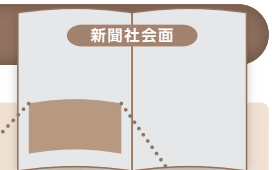
① 社告を実施するための費用(※) ② 通信費用・文書作成費用 ③ 信頼を回復するために行う広告宣伝費用

(※)社告費用について (社告(社会面38センチ×23.8センチ程度)にかかる費用の参考値)

全国紙掲載 1社

地方紙掲載 1社

約1,000万円 約80~100万円



(食品のリコール社告の記載例) H26.4 農林水産省HPより

！ご加入条件

ご加入対象企業(被保険者)

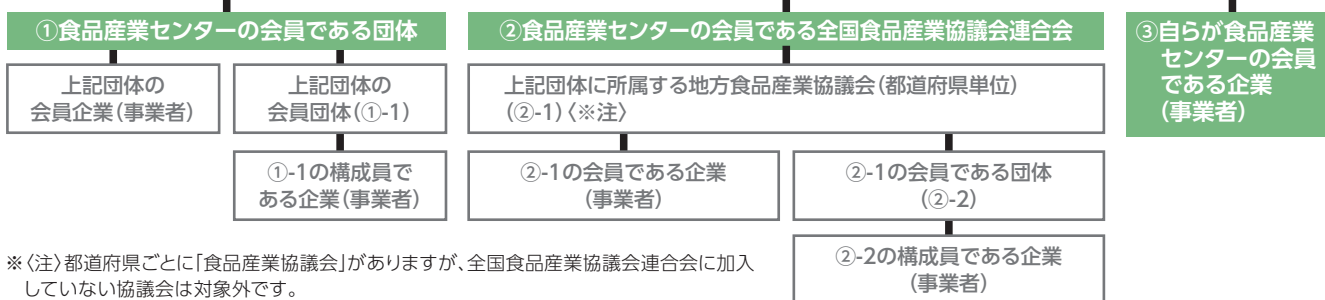
ご加入対象企業(被保険者)

この保険に記名被保険者としてご加入いただけるのは、次のいずれかに該当する方に限ります。

- ①食品産業センターの直接の会員である団体における会員企業(事業者)または、会員団体およびその会員団体の構成員である企業(事業者) 【例:日本〇〇工業協同組合】
- ②食品産業センターの直接の会員である「全国食品産業協議会連合会」に所属する地方食品産業協議会の会員企業(事業者)または、会員団体およびその会員団体の構成員である企業(事業者) 【例:〇〇県食品産業協議会】
- ③自らが食品産業センターの法人会員である企業(事業者)

ご加入対象企業

一般財団法人 食品産業センター



お申し込み手続き

以下フローチャートで、加入手続きを確認ください。
環境条件等により、WEB加入システムでのお申し込みが難しい場合には、従来通り紙でのお申し込みも可能です。

2023年12月1日から起算して5年以内の事故件数が **0~1件** の場合



2023年12月1日から起算して5年以内の事故件数が **2件以上** の場合

パンフレット同封物で加入手続き

・見積依頼書兼告知事項申告書 ・リコール保険加入依頼書(複写式)

- 加入手続き: 2023年11月16日(木)まで
- 保険料のお支払い: 2023年11月16日(木)まで
- お振込み先: **一般財団法人食品産業センターリコール保険口**

銀行名: みずほ銀行 虎ノ門支店 普通預金
口座番号: 1 2 2 3 7 4 5
口座名: 一般財団法人食品産業センターリコール保険口
ザイ)シヨクヒンサンギョウセンターリコールホケンブチ
※振込手数料はお客様のご負担をお願いします。

1 リコール保険の内容

対象となる生産物

初年度契約の始期日(加入日)から1年前の始期(加入)応当日以降に被保険者から出荷された日本国内に存在する加入者票記載の財物またはそれを原材料、部品、容器もしくは包装として使用して製造・加工された財物を対象とし、総付景品(いわゆる「おまけ」)を含みます。

「初年度契約の始期日(加入日)」については加入各社について下記の通りとします。

- ①当団体契約の当年度始期日(または当団体契約に当年度中途加入の場合は中途加入日)
- ②上記①以前に東京海上日動のリコール保険契約(生産物回収費用保険普通保険約款に基づく契約および、リコール事故補償特約付帯の事業活動包括保険契約(保険証券の記名被保険者欄にその名称・氏名が記載された者をこの保険契約の被保険者とするものに限る)。以降「前契

約」といいます。)にご加入いただいている場合は、その前契約における初年度契約の始期日(中途加入の場合は中途加入日)。ただし初年度契約から当年度契約に至るまで各々の保険期間の末日と初日を同じくして継続がなされており、前契約の証券番号を確認できることが条件となります。ご不明な点はお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合とその条件

●被保険者がリコール費用を支出する場合

生産物のかしによる対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的としてリコールを実施することにより生じた費用を被保険者が負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし次の①～③のすべての条件を満たす必要があります。

1 次のいずれかに該当するリコールであること。

- ①対人・対物事故(*)の発生またはそのおそれがあるため実施するリコール。

(*)「対人・対物事故」とは、他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)または財物(生産物自体および生産物を部品・付属品・原材料とする財物を除きます。)の損壊(滅失、破損もしくは汚損をいいます。)をいいます。

- ②法令の規定に基づき、製造・販売等を禁止されている製品等のリコール。 次の生産物のかしによるリコールは、実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかを問わず、補償対象となります。

「食品衛生法」、「食品表示法」(下表に掲げる表示事項について、「食品表示基準」に従った表示がされていないことにより実施するリコール)、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」または「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(旧薬事法)により製造・販売等を禁止されている製品またはその原材料・部品・容器包装のリコール

【表】

| | | | |
|------------------|-----------------|---------------------------------------|-------------------|
| ア.名称 | イ.保存の方法 | ウ.添加物 | エ.食品関連事業者の氏名または名称 |
| および住所 | オ.製造所または加工所の所在地 | カ.アレルギー | キ.フェニルアラニン化合物を含む旨 |
| ク.遺伝子組換え食品に関する事項 | ケ.乳児用規格適用食品である旨 | コ.上記のほか、食品表示法施行前に食品衛生法において定められていた表示事項 | |

- ③消費期限、賞味期限等の表示漏れ・誤りがある生産物のリコール。

(消費期限、賞味期限等に関する表示漏れまたは表示誤りによるリコールは、実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかを問わず、補償対象となります。)

- ④食品・医薬品への異物混入(*1)またはそのおそれ(異物混入脅迫(*2))を含みます。)が生じたことにより実施するリコール(実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。)。従業員・下請負人が行った異物混入によるリコールも含みます。

(*1)「異物混入」とは、生産物(食品・医薬品に限ります。)に本来含有されるべきではないもの(食品・添加物を除きます。)が混入・付着することをいい、容器・包装の表示と内容物の相違を除きます。

(*2)「異物混入脅迫」とは、被保険者に対してなされる、異物混入を行う、または行ったとする内容の文面・口頭による脅迫行為をいいます。

2 左記 ① およびリコールの実施が次の①～③いずれかにより客観的に明らかになったこと。

- ①行政庁(注)に対する文書による届出・報告等

- ②新聞、テレビ等による社告

(インターネットのみによる社告は、②に該当しません。)

- ③行政庁による回収命令

(注)「行政庁」とは製品に関する各種法令により決まっている届出先。たとえば食品に関しては「食品衛生法」(消費者庁・厚労省)、食品表示に関しては「JAS法」(農水省)、「食品衛生法」(厚労省)等で定められています。

3 リコール実施決定の通知を、保険期間中にすみやかに引受保険会社にご連絡いただくこと。P5⑤をご覧ください。

●第三者からリコール費用を求償された場合

第三者(注)が被保険者の生産物を原因とするリコールを実施した場合において、被保険者とそのリコール費用(コンサルティング費用を除きます。)を求償されたときは、被保険者とその費用に対する法律上の損害賠償金を負担することによって被る損害(法律上の損害賠償金および争訟費用(損害賠償責任に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。))に対して保険金をお支払いします。なお、上記「保険金をお支払いする場合とその条件 ●被保険者がリコール費用を支出する場合」に記載する①～③のすべての条件を満たしている場合に、保険金をお支払いいたします。

(注)第三者とは

- ・被保険者が製造・販売した財物を原材料として使用する完成品メーカー
- ・被保険者がOEM供給を行った食品・製品販売業者

等

2 お支払いする保険金

リコールの実施を目的として、回収決定日以降約定支払限度期間^(※1)中に支出された次の費用に対して保険金をお支払いします。ただし、リコールの実施に必要なかつ有益な費用に限ります。 *1 生産物の回収等の実施およびその時期・方法等の決定を行った日(回収決定日)から1年間です。

| | | |
|------------------|---|--|
| 対象費用 | 社告費用 | 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体によるもの |
| | 通信用費 | 電話、ファクシミリ、郵便等によるもの。文書の作成費、封筒代、ホームページの開設費用やメールによる連絡等の費用を含みます。 |
| | 確認費用 | 回収生産物か否か、またはかしの有無について確認するための費用 |
| | 回収生産物の修理費用 | 回収生産物の修理費用 |
| | 代替品の原価 | 回収生産物と引換えに代替品を給付するときの代替品の製造原価または仕入原価 |
| | 返還代金 | 回収生産物と引換えに返還する代金(金銭に代えて提供する金券等を含みます。また、利益部分を除きます。)およびその返還に直接要する手数料、送料等の費用 |
| | 輸送費用 | 回収生産物または代替品の輸送費用 |
| | 倉庫・施設の賃借費用 | 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫・施設の賃借費用 |
| | 残業代等 | リコールの実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 |
| | 出張費および宿泊費等 | リコールの実施により生じる出張費および宿泊費等 |
| | 回収生産物の廃棄費用 | 回収生産物の廃棄費用 |
| | 信頼回復広告費用 | リコールの実施によって失われた信頼回復のために行う広告宣伝活動費用(リコール実施の有無にかかわらず通常要する費用は除きます。) |
| | コールセンター設置費用またはコールセンター業務の委託費用 | ・コールセンターを設置するために必要な通信機器等の動産または不動産の賃借費用 ・コールセンター業務を第三者に委託するための費用 |
| | 在庫品廃棄関連費用 | ・在庫品 ^(※2) および在庫品の原材料、部品、仕掛品または半製品を廃棄するための費用 ・在庫品 ^(※2) および在庫品の原材料、部品、仕掛品または半製品の製造原価または仕入原価(1回の回収につき内枠限度額を限度とし、免責金額や縮小支払割合は適用されません。) *2 被保険者の占有を離れる前の財物のうち、回収生産物と同種の財物(ただし、回収生産物と同一の原因による事故を発生させるおそれがあるものに限ります。) |
| | コンサルティング費用(第三者から求償されたものは対象外) | 次の目的のためにコンサルタントを起用した場合の引受保険会社の同意を得て負担した費用(免責金額や縮小支払割合は適用されません。) ・事故またはそのおそれに関する事実についての確認・調査 ・回収・広告宣伝活動の方法策定 |
| 販売先・顧客の電子リスト作成費用 | 回収生産物の購入者・使用者に関する情報のデータ提供・編集を第三者に依頼するための費用(リコール対象生産物の購入者・使用者を特定するための調査費用は除きます。) | |

オプションの特約により補償するもの

・求償権不行使特約

引受保険会社が取得した第三者への求償権を所定の方に対しては行使しないものとする特約です。

・利益担保特約

対人・対物事故またはそのおそれ(異物混入等)に起因する日本国内における営業休止・障害により、支払期間^(注)中に被保険者に生じた喪失利益(経常費、事故またはそのおそれがあったならば計上することができた営業利益)および収益減少防止費用に対して保険金をお支払いします。喪失利益および収益減少防止費用の額はそれぞれ次の計算式によりますが基本部分の損害額と合わせて支払限度額・免責金額・縮小支払割合が適用されます。支払限度額・免責金額・縮小支払割合は、基本部分と共有となります。(ただし、リコールを実施した場合に限ります。)

- ・喪失利益=収益減少額×利益率-支払を免れた経常費
- ・収益減少防止費用=実際に支出した収益減少防止費用の額
(収益減少防止費用の支出により免れた営業収益の減少額を限度)

(注)「支払期間」とは、回収決定日に始まり、次のいずれか早い日に終わります。

- ①事故またはそのおそれの営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した日
- ②利益担保特約の約定支払期間を経過した日
対象品の製造販売において製造販売を再開しても営業収益がリコール前の状態に戻るまでが支払期間となる(但し約定支払期間が限度となります。)ため、約定支払期間は長く設定されることをおすすめします。

※利益担保特約の詳細は、保険約款によります。ご不明な点はお問い合わせください。

・金券購入費用補償特約

回収生産物の対価に代えて同等の社会通念上妥当な金券の配布を行う場合に、その購入費用を基本部分で対象とする費用に含めてお支払いする特約です。支払限度額・免責金額・縮小支払割合は基本部分と共有となります。ただし、1つの回収生産物(その生産物の販売における最小単位をいいます。)につき、500円を限度とします。



次の費用・損害は、保険金の支払対象になりません。

- ・対人・対物事故について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・回収生産物等の財物の使用が障害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・リコール自体のかしまたは技術の拙劣等により通常のリコール費用以上に要した費用
- ・正当な理由がなく、通常のリコール費用以上に要した費用
- ・特別の約定によって通常のリコール費用以上に要した費用

3 お引受けタイプ(支払限度額)

| ご加入タイプ | SSタイプ | Sタイプ | Aタイプ | Bタイプ | Cタイプ |
|--------------------|---|---------|---------|---------|------|
| 1回のリコール・保険期間中支払限度額 | 1,000万円 | 2,000万円 | 3,000万円 | 5,000万円 | 1億円 |
| 在庫品廃棄関連費用の内枠限度額 | 「200万円」・「300万円」・「500万円」・「1,000万円」から選択 | | | | |
| 約定支払限度期間 | 1年間 | 1年間 | 1年間 | 1年間 | 1年間 |
| 自動セットする特約 | 「サイバーインシデント損害担保特約」 | | | | |
| 1回のリコールあたりの免責金額 | 「0万円」または「10万円」 | | | | |
| 縮小支払割合 | 🚫 「95%」(本制度独自補償) | | | | |
| 付帯可能な特約 | 「求償権不行使特約」 | | | | |
| | 「利益担保特約」 ※約定支払期間は「1ヶ月間」「3ヶ月間」「6ヶ月間」「1年間」よりお選びいただけます。 | | | | |
| | 「金券購入費用補償特約」(本制度独自補償) | | | | |

- ・お支払いする保険金の額=(損害の額-免責金額)×縮小支払割合
- ・1回のリコールについて、損害の額(他人から回収した金額がある場合には、この金額を控除した額)が免責金額を超過する場合には限り、上記の式に従って保険金をお支払いします。ただし、加入者票記載の支払限度額が限度となります。
- ・在庫品廃棄関連費用・コンサルティング費用には、免責金額・縮小支払割合は適用されません。
- ・なお、更新契約の場合において、ご契約者または被保険者が、対人・対物事故の発生またはそのおそれをこの保険契約の開始日より前に知ったときまたは知ったと合理的に推定されるときは、次

- の①、②のうちいずれか低い金額を保険金としてお支払いします。
- ①この保険契約のご加入条件により算出された保険金の支払責任額
- ②対人・対物事故の発生またはそのおそれを知った時もしくは知ったと合理的に推定される時の保険契約のご加入条件により算出された保険金の支払責任額
- ・ご契約タイプについて:上記のご契約タイプ以外をご検討の場合は、募集代理店までご相談ください。(現在、上記タイプ以外でご加入の場合は、現在と同様の補償内容で更新が可能です。)

4 食品産業センターリコール保険独自の割引制度

| 割引名称 | 適用条件 | 年間保険料に対する割引率 |
|------------|---|--------------|
| 労務管理品質適合割引 | リコール保険加入会員が、本保険始期日(加入日)時点で有効な超Tプロテクション(団体契約も含む)契約に加入していること。 | 5% |

5 回収を決定した場合は

リコール実施の決定後、次の事項をすみやかに引受保険会社(東京海上日動火災保険株式会社)に書面により通知いただけます。回収決定日(注)以後約定支払限度期間中に生じた費用が補償の対象となります。なお、ご通知内容が事実と異なっていた等の場合には保険金を減額してお支払いすることがございますのでご注意ください。

(注) 生産物の回収等の実施およびその時期・方法等が決定された日をいいます。

🚫 書面によりご通知いただく事項

1. 回収決定日(次の2~5を決定した日)
2. リコールの開始予定日
3. リコールの方法
4. リコールを実施する生産物の種類・型式等
5. リコールを実施する生産物の製造・販売等の数量
6. その他引受保険会社が必要と認める事項

6 お支払いの対象とならない主な場合

| | | | |
|---|---|----|--|
| 1 | ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による対人・対物事故の発生またはそのおそれ | 9 | 牛海綿状脳症(BSE)または「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症(腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、インフルエンザ、ウィルス性肝炎など)またはそれらのおそれ |
| 2 | ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反 | 10 | 次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・誤り、または次の者による脅迫行為・加害行為 ア.ご契約者または被保険者 イ.アの理事、取締役その他法人の業務を執行する機関 |
| 3 | 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ・かび・腐敗・変色・さび、汗ぬれその他これらに類似の現象(自然のものではない、何らかの過失等があった場合のかび等は対象になる場合があります。) | 11 | 生産物の効能・性能に関する不当な表示(実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。)、虚偽の表示 |
| 4 | 消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等 | 12 | 被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任 |
| 5 | 生産物の修理または代替品のかしまたは異物混入のおそれ | 13 | 核燃料物質もしくはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による健康被害等の事故 |
| 6 | リコール実施の決定の原因となる対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じたことについてご契約者または被保険者が初年度契約の開始時より前に知っていた(知っていたと合理的に推定される場合を含む)場合のその原因によるリコール | 14 | 初年度契約の保険期間の初日の前日から1年以上前に被保険者の占有を離れた生産物のリコール |
| 7 | 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 | | 等 |
| 8 | 次の財物のかしに起因するリコール 自動車、原動機付自転車、自転車、電池、ACアダプター、充電器、チャイルドシート、血液製剤、たばこ、電子たばこ、武器、航空機 | | |

※[利益担保特約]をセットする場合、地震・噴火・洪水・津波・高潮によって生じた喪失利益および収益減少防止費用は、保険金お支払いの対象となりません。

保険料例 お客さまのご申告内容によっては必ずしも、下記水準内の保険料とならないこともございますので、あらかじめご了承ください。

下記保険料は、1年間の概算保険料です。対象とする業種、売上高、ご加入タイプ、セットする特約、ご加入期間、過去のリコール実施状況等によって、保険料は、加入企業様ごとに異なります。

| 想定事例1 | 想定事例2 | 想定事例3 | 想定事例4 |
|--|---|---|---|
| 食品製造業 | 食品製造業 | 食品製造業 | 食品製造業 |
| 年間売上高：2億円 ご加入タイプ： SSタイプ (支払限度額1,000万円) 在庫品廃棄関連費用:200万円 免責金額：0万円 | 年間売上高：5億円 ご加入タイプ： Aタイプ (支払限度額3,000万円) 在庫品廃棄関連費用:300万円 免責金額：0万円 労務管理品質適合割引：有 (本制度独自割引) | 年間売上高：10億円 ご加入タイプ： Cタイプ (支払限度額1億円) 在庫品廃棄関連費用:1,000万円 免責金額：0万円 利益担保特約：有 (3か月) | 年間売上高：10億円 ご加入タイプ： Cタイプ (支払限度額1億円) 在庫品廃棄関連費用:1,000万円 免責金額：0万円 利益担保特約：有 (3か月) 金券購入費用補償特約：有 (本制度独自特約) |
| 保険料例： 33,810円 | 保険料例： 97,430円 | 保険料例： 304,950円 | 保険料例： 381,180円 |

上記試算前提：①過去5年間にリコール事故なし ②売上高に占める割合・食品 ③ISO9000S等を導入済 ④衛生検査・賞味期限等のマニュアル・実施履歴あり ⑤リコール対応手順書あり ⑥TRC(現TdR)のリスクコンサルティングなし ⑦出荷日単位 ⑧日本国内のみ ⑨保存期間4週間未満 ⑩食品衛生監視票85点以上90点未満 ⑪パッケージその他 ⑫団体割引(ご加入者数200~499)適用あり(実際のご加入者数により割引率は変動する場合があります)の場合の1例です。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

 **0570-022808**

(通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

ご加入の際のご注意

- 告知義務：加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 通知義務：ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。
- 他の保険契約等がある場合：この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 重大事由による解除について
以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等
- ご加入後、2ヶ月経過しても加入者票が届かない場合は、団体窓口にご照会ください。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- 取扱代理店は保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして、取扱代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 回収決定の原因となるおそれのある事故の発生またはそのおそれが生じた

ことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の内容(またはおそれがある事故の内容)その他の必要事項について、書面にて取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。また、回収決定の原因となる脅迫行為・加害行為が生じたことを知った場合、その日より14日以内に警察署または行政庁に届出を行ってください。これらが遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 保険金請求の際のご注意
法律上の損害賠償金として保険金をお支払いする場合において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する生産物の回収等を実施した者(以下「回収等実施者」といいます。))は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、回収等実施者に弁済をした金額または回収等実施者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第22条第2項)
このため、引受保険会社が被保険者からの請求を受けて、法律上の損害賠償金として保険金をお支払いできるのは、次の1.から3.までの場合にに限られますので、ご了承ください。
 - 被保険者が回収等実施者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - 回収等実施者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から回収等実施者に対して直接、保険金を支払う場合
 - 保険加入に関する守秘：この保険は、第三者による脅迫・加害行為に起因する回収費用等を補償しています。保険が手配されていることにより脅迫・加害行為が助長されることがあってはなりませんので、保険加入を積極的にPRされないようお願い申し上げます。
 - 示談交渉サービスは行いません
この保険には、保険会社が被保険者に代わって回収等実施者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身で回収等実施者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
 - 補償の重複に関するご注意
補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。))が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認の上、ご契約の要否をご検討ください。

個人情報取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

- 東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。))をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

この保険は、一般財団法人食品産業センターを契約者とし、その法人会員企業等を被保険者とするリコール保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、契約者である一般財団法人食品産業センターが有します。

このパンフレットは、リコール保険の概要を紹介したものです。詳細は契約者である団体の代表者にお渡ししている保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、リコール保険の内容について、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。ご加入を申し込まれる方と、被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただけますようお願い申し上げます。

リコール保険について詳しくは

(一財)食品産業センターのホームページをご覧ください。

▶ <https://www.shokusan.or.jp/>

お問合わせ・お申し込み等ご連絡先

一般財団法人 食品産業センターPL共済業務センター
〒102-0084 東京都千代田区二番町5番地5 番町フィフスビル 5階
TEL 03-6261-7839 FAX 03-6261-7967
E-mail pl-gyomucenter@shokusan.or.jp

募集代理店

幹事代理店

一般財団法人 食品産業センター
TEL 03-6261-7839

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 (担当窓口) 公務第一部 公務第二課
TEL 03-3515-4124 営業時間 平日 午前9時から午後5時まで